

## 社団医療法人の比較

	(1)経過措置型医療法人	(2)通常の医療法人 (注 1)	(3)特定医療法人 (注 2)	(4)基金拠出型医療法人	(5)社会医療法人 (注 3)
根拠法	医療法	医療法	租税特別措置法	医療法	医療法
持分の有無	あり	なし	なし	なし	なし
解散時の 残余財産等の取扱い	定款の定めにより出資者に出資額に応じて払い戻しが可能	国、地方公共団体、公的医療機関、持分の定めのない医療法人等	国、地方公共団体、公的医療機関、持分の定めのない医療法人等	1. 拠出された基金は劣後債として拠出者に払い戻し 2. 残余財産は、国、地方公共団体、公的医療機関、持分の定めのない医療法人等に帰属	国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属
議決権	1 社員 1 議決権	1 社員 1 議決権	1 社員 1 議決権	1 社員 1 議決権	1 社員 1 議決権
役員構成	理事 3 人以上 監事 1 人以上	理事 3 人以上 監事 1 人以上	理事 6 人以上 監事 2 人以上	理事 3 人以上 監事 1 人以上	理事 6 人以上 監事 2 人以上
役員報酬	制限なし	制限なし	年間 1 人当たり 3,600 万円以下 ※役員だけでなく職員を含む	制限なし	制限なし 支給基準の明文化が必要
親族等の制限(注 4)	なし	なし	あり	なし	あり
法人税率	普通法人と同じ	普通法人と同じ	軽減税率の適用あり	普通法人と同じ	収益事業以外は非課税
収益事業	否	否	否	否	可
事業要件	なし	なし	あり	なし	あり

注1) 通常の医療法人

平成19年4月1日以降に設立される医療法人で(3)、(4)、(5)以外の医療法人をいいます。

注2) 特定医療法人の主な要件

- ・ 社会保険診療報酬等の収入金額が、医業収入全体の金額の80%を超えること
- ・ 自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
- ・ 医療収入の金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等、患者のために直接必要な経費の額に150%を乗じた金額の範囲内にあること
- ・ 原則として40床以上の病院であること又は救急病院であること  
(救急診療所の場合、15床以上の有床診療所であること。皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科または歯科の単科病院の場合、30床以上)
- ・ 差額ベッドが全病床数の30%以下であること

注3) 社会医療法人の主な要件

- ・ 社会保険診療報酬等の収入金額が、医業収入全体の金額の80%を超えること
- ・ 自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
- ・ 医療収入の金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等、患者のために直接必要な経費の額に150%乗じた金額の範囲内にあること
- ・ 救急医療等確保事業の実施が要件となる

注4) 理事、監事及び社員の構成については、親族等はその総数の3分の1以下に抑えなければなりません。

また、設立者、役員等や社員に特別な利益を供与することは禁じられているため、MS法人などの同族法人との取引について縮小、見直しが求められることがあります。